

資産の健全化、お取引先の経営改善支援に積極的に取り組んでいます

当行は、資産の健全化は経営の最重要課題であると認識し、不良債権の早期処理、お取引先の経営改善支援に積極的に取り組んできました。今中間期については、積極的に不良債権処理を実施しましたが、これは、将来の環境変化やお取引先の事業再生に伴い発生するコストに前もって備えるためのものでした。

今後は、適切に地域のリスクを取りつつ、お客様と共に諸課題の解決に取り組む問題解決型金融業を目指していきます。例えば、自己査定

の債務者区分でいえば、破綻先や実質破綻先については最終処理の促進が必要ですが、破綻懸念先や要注意先のほとんどは事業を継続しており、業績の回復や延滞解消があれば正常先に戻る可能性が十分にあります。当行は、こうした経営内容等に課題のあるお取引先の経営改善支援に引き続き積極的に取り組むことで、県内の中小企業の事業再生ならびに当行の資産健全化を図ってまいります。

自己査定の債務者区分と金融再生法に基づく開示債権

自己査定における債務者区分	金融再生法に基づく開示債権	引当率	引当額	保全率
破綻先 29億円	破産更生等債権 187億円	無担保部分の 100.00%	23億円	100.00%
実質破綻先 157億円				
破綻懸念先 583億円	危険債権 583億円	無担保部分の 64.94%	247億円	77.14%
要注意先 その他要注意先 618億円 1,170億円	要管理債権 380億円	無担保部分の 13.65%	58億円	39.67%
正常先 8,412億円	正常債権 9,821億円	債権額の0.87%	10億円	
合計 10,972億円	合計 10,972億円	債権額の0.11%	9億円	
		合計	350億円	

破綻懸念先
以下の保全率
82.70%

開示債権額
1,151億円
開示債権の保全率
68.42%

(注1)表上の値は各項目とも切り捨て表示です。(注2)平成17年9月末現在。

引当・保全率の考え方

■破綻先・実質破綻先の債権

担保・保証等で保全されていない債権額の100%を償却・引当しています。

■破綻懸念先の債権

過去の貸倒実績率に基づいて個別債務者ごとに予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を個別貸倒引当金として計上しています。

■要管理先・その他要注意先・正常先の債権

過去の貸倒実績率に基づき、要管理先の債権で3年、その他要注意先の債権で1年の予想損失額を見積もり、一般貸倒引当金として計上しています。

■保全率

担保・保証等および貸倒引当金で債権額の何%をカバーしているかを表します。

自己査定債務者区分と金融再生法開示債権の定義

◎自己査定の破綻先・実質破綻先=金融再生法の破産更生等債権

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者の債権、およびそれと同等の状態にある債務者の債権です。

◎自己査定の破綻懸念先=金融再生法の危険債権

現状では事業を継続しているが、赤字決算などにより実質債務超過の状況に陥っており、業況が著しく低調で貸出金が延滞状態にあるなど、今後、経営破綻に陥る可能性が認められる債務者の債権です。

◎自己査定の要管理先>金融再生法の要管理債権

■自己査定の要管理先

債務者の支援を目的に貸出条件を変更した債権や3ヶ月以上延滞している債権を有する債務者です。

■金融再生法の要管理債権

債務者の支援を目的に貸出条件を変更した債権や3ヶ月以上延滞している債権です。

自己査定は債務者ベース、金融再生法は債権ベースであるため、一般的に、自己査定の要管理先の査定額が金融再生法の要管理債権より大きくなります。例えば、一人の債務者で2件の貸出があり、1件は当初約定通り順調に返済されているが、もう1件は債務者支援の目的で貸出条件が変更されている場合、自己査定では2件の貸出が要管理先に区分されているのに対し、金融再生法では、貸出条件を変更した貸出だけが要管理債権として区分されます。

◎自己査定:その他要注意先

貸出条件に問題ある債務者、3ヶ月未満の延滞者、財務内容に問題のある債務者などです。